

第3章 空き家等対策の基本的方針

1 空き家等の所有者等による管理の原則

空き家等は、財産権や所有権に基づき、所有者等が適切に管理することが原則です。

このため、空き家等の管理責任が所有者等にあることを明確にするため、法第3条及び条例第3条に所有者等の責務を規定しています。

また、空き家等が原因で被害にあった場合などの民事上の事件についても、財産権・所有権に基づき、当事者同士で解決を図ることが原則となります。

2 地域・関係専門家団体等との連携

管理不全な空き家等は、地域の安心・安全や生活環境に悪影響を与えるほか、地域の魅力や活力の低下も懸念されるなど、地域の問題にもなっています。

このため、本市は、地域や関係専門家団体等と連携しながら、空き家等に対しては、法や条例に基づき所有者等に適切な管理を行うよう促すとともに、空家等及び解体後の跡地に対しては、地域資源ととらえ、活用を促進していくことが必要となります。

3 空き家等対策の総合的かつ計画的な推進

本市は、市民の生命、身体又は財産へ危険が及ぶことを防止するため、法や条例に基づき、管理不全な空き家等に必要な措置を講じていきます。

なお、本市が行う措置は、解体を前提としたものではなく、公益性に基づく危険排除のための必要最小限の範囲で行うものとします。

また、管理不全な空き家等に対する対処や支援だけでなく、発生の予防・抑制や活用の促進等をあわせて行うことで、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進していきます。